

第 10 屋外消火栓設備

1 概要

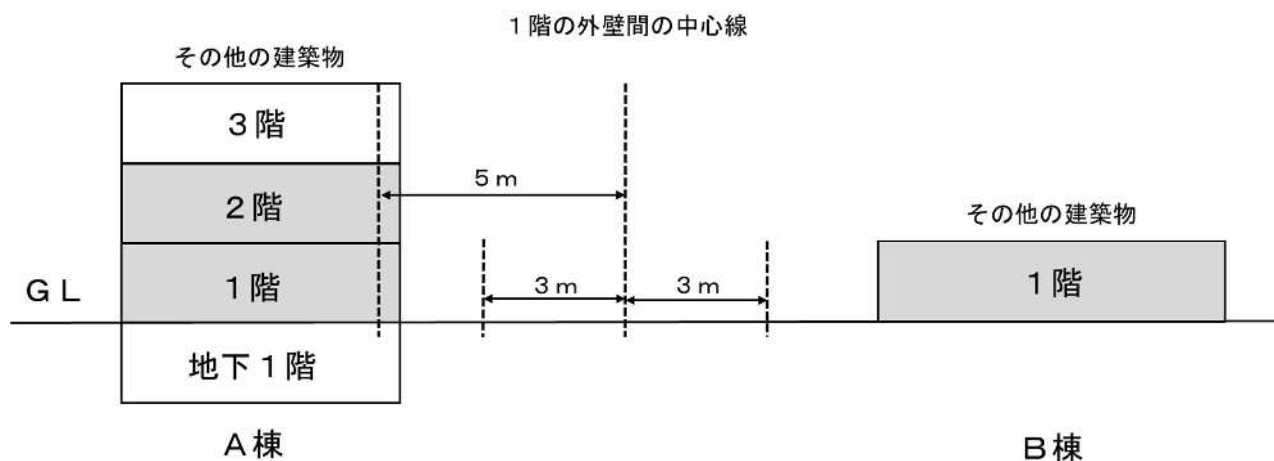
屋外消火栓設備は、消火器や屋内消火栓により消火すべき段階を過ぎた中期以降の消火及び隣接建物への延焼防止を目的とした消火設備である。

2 設置基準

＜同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合＞

同一敷地内にある 2 以上の令別表第 1 (1) 項から (15) 項まで、(17) 項及び (18) 項に掲げる建築物で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、1 階にあっては 3 m 以下、2 階にあっては 5 m 以下である部分がある場合、当該建築物は 1 の建築物とみなす。ただし、耐火建築物及び準耐火建築物を除く。

(1) 1 の建築物とみなす例 (第 10-1 図参照)

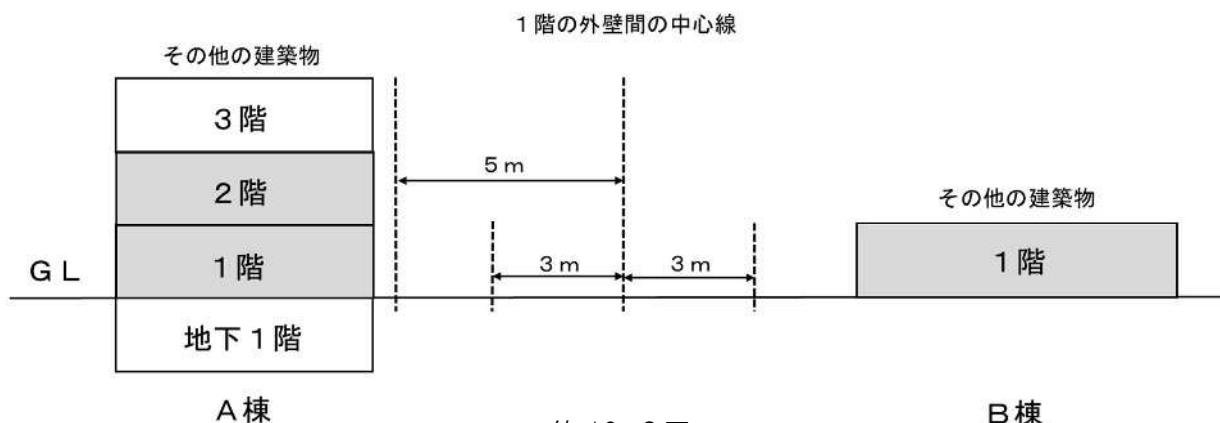


第 10-1 図

A 棟及び B 棟共にその他建築物で、1 階の外壁間の中心線から 1 階は 3 m を超えているが、2 階が 5 m 以下となっているため、1 の建築物とみなす。

この場合、A 棟と B 棟の 1、2 階の床面積の合計が 3,000 m² 以上であれば、屋外消火栓設備の設置が必要となる。

(2) 別の建築物と取扱う例 (その 1) (第 10-2 図参照)

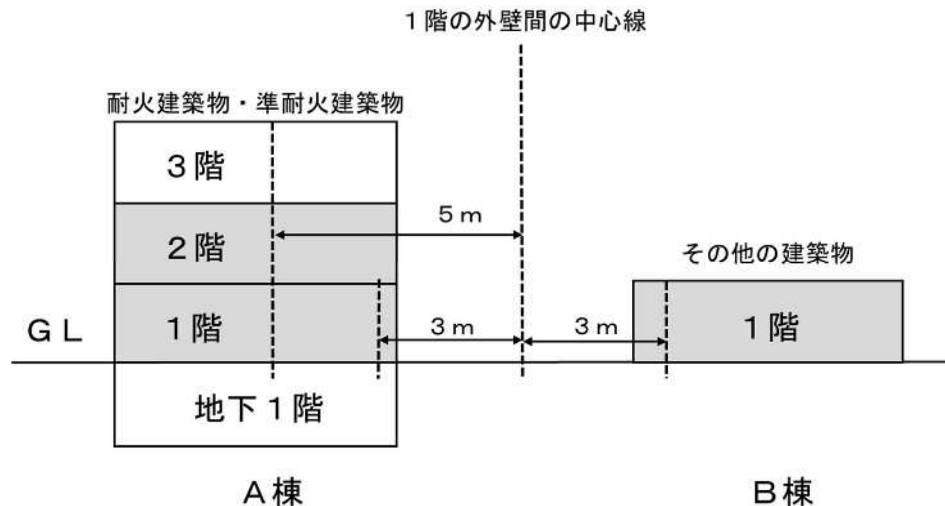


第 10-2 図

A 棟及びB棟の1階の外壁間の中心線から1階は3 mを超え、2階は5 mを超えているため、別の建築物と取扱う。

この場合、A 棟及びB 棟それぞれの1階及び2階の床面積の合計が3,000 m²以上であれば、屋外消火栓設備の設置が必要となる。

(3) 別の建築物と取扱う例 (その2) (第 10-3 図参照)



第 10-3 図

A 棟及びB棟の1階の外壁間の中心線から1階は3 m以下となっており、2階は5 m以下となっているが、A 棟が耐火建築物又は準耐火建築物であるため、1の建築物とみなす規定は適用されず、別の建築物と取扱う。

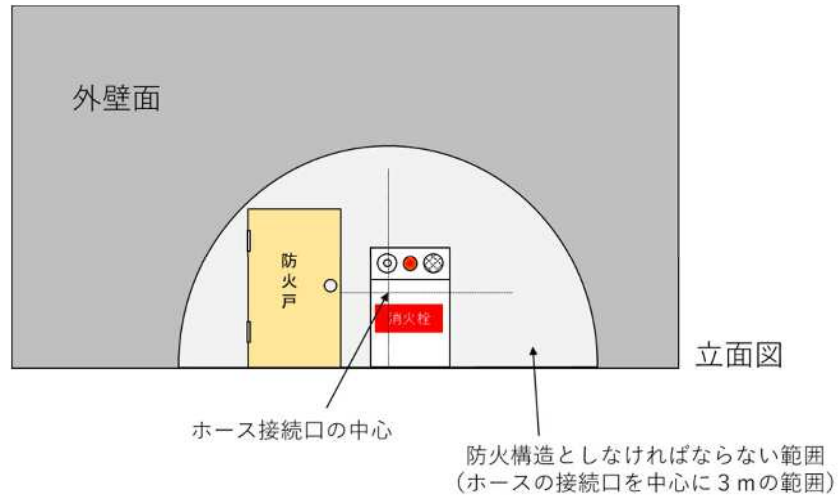
この場合、A 棟の1階及び2階の床面積の合計が9,000 m² (準耐火建築物の場合は6,000 m²) 以上、B 棟は3,000 m²以上であれば、屋外消火栓設備の設置が必要となる。

3 設置位置

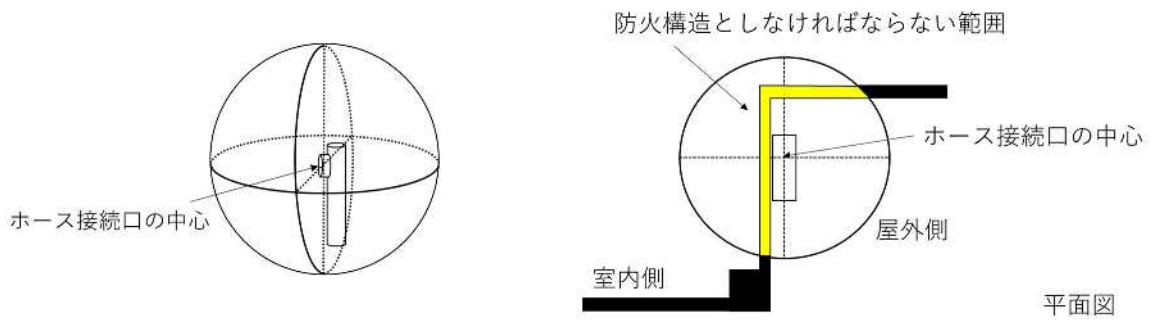
屋外消火栓設備は、令第19条第3項第1号、第2号及び第5号の規定によるほか、次によること。

- (1) 令第19条第3項第1号及び第2号に規定する「建築物の各部分」とは、当該建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分をいうものであること。
- (2) 屋外消火栓設備を屋内消火栓設備の代替として設置する場合は、屋外消火栓の近くに当該防火対象物に容易に出入りできる出入口（水圧開錠式等）を設けること。
- (3) 屋外消火栓設備のホース接続口は、当該防火対象物の外壁から3 m以上の距離を有すること。ただし、ホース接続口から3 m未満の範囲の外壁が防火構造で造られており、かつ、開口部に防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

※ホースの接続口の中心から半径3 mの球体を描き、その範囲内にある外壁の部分は防火構造とすること。(第 10-4 図～6 図参照)



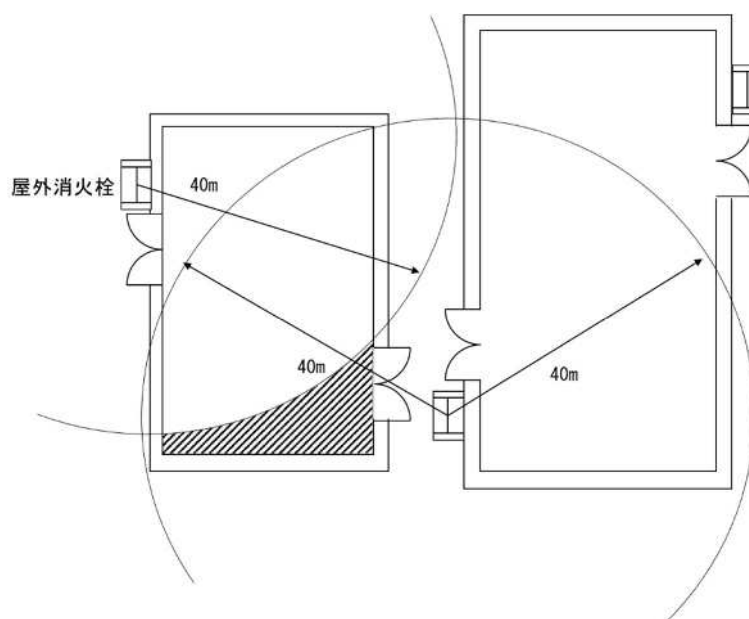
第 10-4 図



第 10-5 図

第 10-6 図

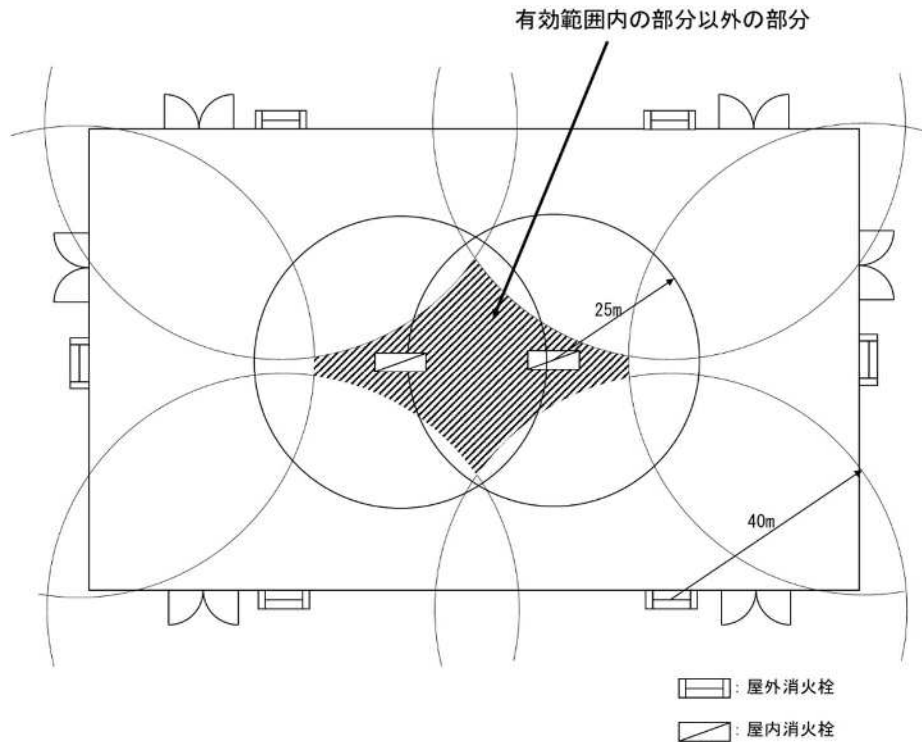
(4) 同一敷地内に複数の棟がある場合、棟ごとに屋外消火栓を設けること。ただし、1の建築物に設置された屋外消火栓の有効範囲内で、他の建築物の部分を有効に防護できる場合の当該部分については、この限りでない。(第 10-7 図参照)



第 10-7 図

- (5) 令 11 条第 4 項の規定により、屋内消火栓設備の代替として屋外消火栓設備を設置する場合の有効範囲内の部分とは、ホース接続口から水平距離が 40m の範囲内で、かつ、当該範囲内の各部分に有効に放水することができる部分をいうものであること。この場合の放水距離は 10m とすること。

なお、防火対象物の中央部等に未警戒となる部分が生じるものにあつては、当該部分に屋内消火栓設備を設置し、警戒すること。(第 10-8 図参照)



第 10-8 図

4 加圧送水装置

規則第 22 条第 10 号によるほか、第 2 屋内消火栓設備 4 を準用すること。

5 水源水量

水源は、令 19 条第 3 項第 3 号及び第 2 屋内消火栓設備 5 を準用するほか、次によること。

- (1) 他の消火設備と兼用する場合は、水源水量は兼用する設備の規定数量を合算して得た量以上とすること。
- (2) 前 2. (1) により、同一敷地内の複数の棟を 1 の建築物とみなし、ポンプを兼用する場合には、各棟に設けられた屋外消火栓の設置個数の合計が 2 を超える場合においても、14 m³以上とすることができる。

6 配管等

配管内の充水は、第 2 屋内消火栓設備 6 を準用するほか、次によること。

- (1) 補助用高架水槽から主管までの配管は、呼び径 50A 以上とすること。
- (2) 補助用高架水槽の容量は、0.5 m³以上とすること。
- (3) 冬期において配管内の水が凍結するおそれのある場所にあつては、保温等による凍結防止措置を講じること。

7 起動装置

規則第 22 条第 10 号ホの規定によるほか、第 2 屋内消火栓設備 7 を準用すること。

8 非常電源及び配線等

第 2 屋内消火栓設備 8 を準用すること。

9 消火栓箱等

消火栓箱等は、扉の開閉角度及び方向等が避難上、操作上に支障がないようにするほか、次によること。☞

- (1) 屋外消火栓は地上式とし、かつ、放水口のホース接続口は、原則として、消火栓箱の内部に設けること。
- (2) 消火栓箱の構造は、第 2 屋内消火栓設備を準用するほか、扉の表面積は 0.8 m²以上とすること。
- (3) 管そうは、受託評価適合品を使用し、口径は 19mm 以上とすること。
- (4) 設置するホースは、放水口のホース接続口に結合できる呼称 65 で長さ 20m 以上のものを設置すること。
- (5) 設置するホースは、当該屋外消火栓の警戒範囲で歩行距離により算出した数とし、算出した数が 2 以下の場合、2 とすること。

10 表示灯

- (1) 消火栓の赤色の灯火を、消火栓箱の上部に設けること。ただし、消火栓箱の扉表面の上端部に設ける場合は、この限りでない。
- (2) 赤色の灯火が加圧送水装置の始動を点滅により表示できるものは、規則第 22 条第 3 号に規定する加圧送水装置の始動を明示する表示灯と兼ねることができる。
- (3) 赤色の灯火の回路配線は、第 2 屋内消火栓設備 13. (4). ④を準用すること。☞

11 総合操作盤

第 27 総合操作盤の規定によること。